

問13

携帯電話や服など、証拠として警察に提出したものは、
いつ返して貰えるんですか。
また、身体や服から採取した証拠資料は
どうなるのですか。

性犯罪の被害を受けた場合は、身体や服、持ち物等にその痕跡や犯人に繋がる証拠（毛髪、体液等）が残されている場合が多く、被害当時の服等から証拠を採取するため、必要最低限の服や所持品などを提出していただきます。

また、身体に犯人に繋がる証拠が残されている可能性が高いので、医師か同性の警察官が証拠を採取させていただくことがあります。

被害者の方から提出していただいたもの（証拠品）は、捜査と裁判のためにお預かりします。

しかし、その必要がなくなれば裁判が終わる前に所有者の方にお返しすることができます。

また、提出していただいた被害者の方の指紋やDNA型鑑定資料は、必要がなくなれば確実に処分します。

